本件補助参加の申出を許可する。 異議によつて生じた費用は申請人ら三名の負担とする。

## 理 由

補助参加申出人(以下参加組合という)の参加の趣旨および理由並びに申請人ら三名の異議理由はそれぞれ別紙(一)並びに同(二)記載のとおりである。

一はでれている。 一はでは、でなると、 一体記録によると、 一体記録によるをその従業員として仮処分申請人ら三名をその従りは、 一、自己の本件仮処分申請人は、 一、自己の本件のでありにする。 一、自己のでありにする。 一、自己のでありにする。 一、自己のでありにする。 一、自己のでありにする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のでありにでする。 一、自己のである。 一、自己のには、 一、自己のには、 一、自己のには、 一、自己のに、 一、自己のの、 一、自己のの。 一、自己のの、 一、自己のの、 一、自己のの、 一、自己のの、 一、自己のの、 一、自己のの、 一、自己のの。 一、自己のの、 一、自己のの。 一、自己の。 一、自己の。

「解雇無効の確認」と表現される場合もあるように、解雇事由と密接表裏の関係においてその存否が決せられる場合はそうである)、現に前記のように解すると、(1)保証債務請求訴訟における主債務者の保証人のためにする補助参加の利益す

(1)保証債務請求訴訟における主債務者の保証人のためにする補助参加の利益すら否定せざるを得ず、また(2)ある訴訟の一方当事者につきいわゆる主観的択一関係にある第三者(例えば、甲が乙を契約当事者本人として契約責任を追求する訴訟につき、乙は単に丙の代理人であつたかもしれないような場合における本人丙)を補助参加せしめた場合の実際上の便宜を奪う等の支障も存する((1)の点を理由に「訴訟ノ結果」とは当該判決の主文のみならず理由中の判断をも含むと解している大阪高裁昭四一・二・二決定高民集一九巻一号五一頁参照)ことが指摘されなければならない。

そうすると、参加組合は本件仮処分訴訟につき被申請会社のための補助参加要件 を具備している(結論同旨・東京高裁昭和四二・五・四決定労民集一八巻六号一〇 八五頁)。

よつて、参加組合の被申請会社のためにする本件参加申出は適法であるからこれを許し、異議によつて生じた費用の負担につき民事訴訟法九四条・八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判官 畑郁夫 葛原忠知 久保田徹)

別紙(一)

参加の趣旨

右事件につき被申請人を補助するための該訴訟に参加しようとするにある。 参加の理由

申請人らは被申請人がなした解雇を無効としてなお従業員たる地位があるとして本申請に及んでいるものであるが、右解雇は補助参加申出人組合が申請人らの同組合脱退を理由としてユニオン・ショツプ協定に基き被申請人会社に同人らの解雇要求をなした結果出されたものである。これに対し申請人らは右ユニオン・ショツプ協定は同人らに対しては適用されないと主張して解雇無効を訴えているのである。従つて本件訴訟の結果は補助参加人にとつて法律上重大な利害関係がある。よつてこに利害関係者として被申請人を補助するため本申出に及ぶ次第である。別紙(二)

## 異議申立の理由

四国高速運輸労働組合(執行委員長D)は、昭和四五年七月六日補助参加の申出をしたが、申請人らはいずれもユニオン・ショツプ協定適用の誤りのみならず、不当労働行為をも理由として従業員たるの地位保全をもとめているのであつて、参加人組合の解雇要求は、せいぜい訴訟物を理由あらしめる事由に過ぎないから、同組合は本件訴訟物に関しては何ら法律上の利害関係を有しないといわねばならない。(参照・名古屋高裁昭和四四年六月四日決定)